

わいわい

暑中お見舞
申し上げます



お役所と証拠書類

坂元 和夫

一、裁判と証拠書類

裁判では、証拠書類がものを言います。証言は、必ずしも本当のことを言っているとは限りませんし、言葉の綾もあるのに対して、文書は、契約書や領収書を考えればお分かりのように、動かしようのない証拠だからです。ところが、実際の裁判では、証拠書類がそれが必要とする人の手元にいつもあるとは限りません。

業やお役所の手中にあることが多いのです。このような証拠の偏在に対して、法律は、文書提出命令という制度を設けて、一定の文書の所持者に対して、その提出を命ずる制度を設けています。ただ、これまで、提出を命ずることのできる文書の範囲が狭かったため、みすみす重要な証拠が裁判の場に出てこず、正しい裁判の実現が妨げられるケースが少なくありませんでした。

AIDSウイルスを含んだ血液製剤によるHIV感染問題で、国の行政責任を裏付ける文書が、勇気ある厚生大臣が筋を通したおかげで厚生省の保管庫から出てきたことは周知のとおりですが、これらの文書は、HIV訴訟では、国が任意に証拠として出すことに応じず、さりとて、被害者である原告側において文書提出命令を申し立てるには、文書の特定ができて提出命令の対象になるかどうか解釈上微妙な問題があったようです。

このような重要な文書を証拠書類として訴訟の場に出させる制度を整備しなければ、正しい裁判の実現は望めません。

二、民事訴訟法の改正

現行民事訴訟法は、大正時代にできた古い法律ですから、いろいろと手直しをする必要に迫られていました。手続的あるいは技術的な問題のほかに、民事訴訟の役割についての考え方が時代とともに変わってきたことがあります。

民事紛争を必要悪とみなすような時代とは違って、今では、市民には、自分の権利の実現のために、あるいは、自分が巻き込まれた紛争を解決するために、訴訟制度を利用する権利があり、国は、そのために利用しやすく分かりやすい手続を提供しなければならないとされるようになりました。文書提出命令の対象文書の範囲の拡大は、その中でも最重要項目の一つだったのです。

改正民事訴訟法案が法制審議会における審議をへて、国会に上程されたのは本年三月でしたが、文書提出命令の改正条文の中に、実は、大きな問題が含まれていました。

公務文書についてだけは、お役所（監督官庁）が「職務上の秘密に当たり、その文書を証拠として出すことが公共の利益を害し、または、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とさえ言えば提出を拒否でき、その可否について裁判所は判断できないという内容が法案の中に入っていたのです。

もともと、証拠となる文書の提出範囲を広げる改正を目指した筈なのに、公務文書にかぎってこれまでよりもかえって提出範囲を狭くするのは、何といっても納得できないところです。

証拠が偏在する事件は、近年ますます増えてきましたが、裁判所は、現行法の狭い提出要件を解釈によって拡大することに努めてきました。

公務文書については、例えば、航空事故報告書（自衛隊機墜落により死亡した隊員の遺族からの国家賠償訴訟）、捜査報告書（違法捜索を理由とする国家賠償訴訟）、原子力委員会の議事録・原子炉安全審査会の調査書・電力会社が通産大臣に提出した原子炉の構造に関する文書や保安規定（原発訴訟）、拘留所の医師

が作成した診療録（拘置所の在監者が看守から暴行を受けたことを理由とする国家賠償訴訟）などの公務文書が、裁判所によって文書提出義務があるとされ提出を命じられています。

しかし、改正法案では、これらの文書は、「職務上の秘密」に当たり、あるいは「公務遂行上の支障」があるという理由で、監督官庁が提出を承認しないであろうことが危惧されていた。

三、法案に対する修正要求運動

法制審議会では、学者や裁判官・弁護士など法律専門家の委員が五年もかけて慎重に審議した筈なのに、何故、このように現行法よりも実質的に後退した不合理な内容になったのか、法務省が何故このような時代錯誤的な法案に固執したのか、一般国民の目からみれば、まことに不可解としか

言いようがありません。

弁護士会は、法案のこの部分に対し全会を挙げて反対運動を展開しました。全国各地で、国会議員に対して法案の問題点を説明し、法案を修正するよう陳情し、市民向けのピラを作り、街頭デモ行進を行い、シンポジウムを開催しました。経済界も、これを不合理な官民格差であるとして反対し、新聞の論調も、情報公開の流れに逆行するものだとして厳しく批判しました。

四、今後の課題

今回の改正新法を成立させるにあたって、国会は付

帯決議を付し、二年を目処に公務秘密文書の取り扱いについて、原案を修正するように注文を付けました。

付帯決議の内容は、衆議院では、「公務文書について、不合理な官民格差を生じない方向で、提出義務を負わない秘密文書の範囲の決め方とその判断手続について、司法権を尊重する立場から再検討を加えること」という内容でした。

また、参議院は、これを一步進め、「公務員の証人尋問について、公務秘密に関わる場合には監督官庁の承認を要するとしている規定についても見直しをすべきこと」を付帯決議に付け加えました。

法改正にあたり、その一部が将来に保留されることはきわめて珍しいことです。その理由は、現在、立法化が検討されている情報公開法との関係にあります。

情報公開法は、一般国民が行政情報の公開を求める

要件や手続を定めようとするものですから、民事訴訟法の文書提出命令のうち公務文書に関するものは、その特別規定ということになります。

情報公開法は、現在、国会に設けられた行政改革委員会において審議されており、本年四月二十四日に要綱案を中間報告の形で発表しており、年内に結論を出すことになっています。ここでも、公務秘密文書の扱いが問題の焦点の一つになっています。

官官接待・もんじゅ・住専・薬害エイズなど政治的、社会的に大きく問題とされた事件の真相説明がどの程度行われるかは、行政が握っている情報がどれだけ公開されるかにかかっています。行革委の要綱案は、アメリカの情報自由法にくらべても格段に遅れた内容であり、このまま立法化されることは何としても阻止したいところです。

日弁連は、一つの運動組織で情報公開法と公務秘密文書問題に同時に対処できる対策本部を設けました。この組織体制のもとに、立法化が迫っている情報公開法の修正に全力をあげ、その後、これを前提として、特別法である民事訴訟法の公務秘密文書提出義務の拡大を上積みしていかなければなりません。

私達は、国民の皆さんとともに、情報公開による透明な行政と公務文書の提出義務拡大による正しい裁判の実現のために、ベストを尽くさなければならぬと考えています。





これからの「水俣病」

尾藤 廣 喜

◆京都訴訟の終結

一九八五年（昭和六〇年）一月の提訴以来、約一〇年にわたり担当していましたが水俣病京都訴訟が、この五月二二日終了しました。

チッソ水俣工場が垂れ流した廃水のため、健康と働く場を失って、故郷を離れざるを得なくなり、関西に移り住んだ被害者達が、当初五人で起こしたこの裁判も、その後の追加提訴により第一二陣一四六名に及ぶマンモス裁判となりました。一九九三年（平成五年）一月二六日、京都地裁で下された国、熊本県、チッソの責任を認める判決や熊本地裁での二つの勝訴判決にもかかわらず、国は、どうしても水俣病被害者の救

済に動こうとはしませんでした。

しかし、原告を中心とする東京での座り込み、国会要請行動、全国民に広がった早期解決の願いがやっと国を動かし、不十分ながらも、昨年一〇月に政府解決案が出され、これに基づいて、被害者は一時金と療養手当、医療費等の給付を受けることができることになりました。

この解決案によって、水俣病全国連の原告一九八〇名のうち一八九〇名が救済対象となり、京都の原告も一四六名のうち一三一名の方が救済対象となりましたが、残念ながら一五名の方は救済の対象として認められませんでした。

◆今回の解決案の意義

今回の解決案は、賠償一時金の金額が被害者一人当たり二六〇万円で、そのほかに団体に加算金として支払われる金額三八億円（被害者一人当たり一九〇万円に相当）を加えても少額であること、京都でも約一割の被害者の救済が図れなかったことなど不十分な点も多くあります。

しかし、これまで水俣病は終わったとされ、大量の被害者が次々と申請を棄却されていた中で、訴訟原告だけでなく、八〇〇〇名にのぼる被害者救済の途を切り開くことができたのは、画期的な成果です。

さらに、公害裁判の歴史の中で、初めて一国の首相が被害の拡大放置について謝罪をし、国とチッソに責任をとらせたことも大きな意義を持つものです。

また、被害者に、一時金が支払われるだけでなく、

医療費の負担と医療手当という継続的な手当の支給を制度化することができたのも、被害者のこれからを考えると、極めて大きな意味を持つといえます。

五月一九日に水俣現地で開かれたチッソとの調印式において、熊本第三次訴訟の橋口三郎団長は、「私達の文字通り命をかけた闘いによって、ここまでの段階に到達したことを私達の確信として、また、誇りとするものであります。」と発言されましたが、これは原告の共通する思いではないでしょうか。

◆水俣病は終わらない

七月四日、京都訴訟の終結報告集会が開かれました。「これで、胸を張って故郷へ帰れる。」「訴訟の解決をみた今、生きて生きて生き抜きたい。」「自分たちの苦しい思いを語りつぎ、公害根絶のための語り部として

生きたい。」などと発言する被害者の姿をみると、ともに裁判を闘った仲間として、万感胸にせまるものがありました。

しかし、裁判は終わっても、被害者の水俣病との闘いはまだまだ続きます。水俣病現地とは違って、

医療費の負担を無料にするための手帳が使えない医療機関も、関西地区ではまだまだ少なくありません。被害者が、既存の福祉制度を使いこなすことができるための援助のシステムもまだまだ不十分です。

そのために被害者への恒久対策の拡充がどうしても必要です。

また、訴訟の終結を待たずに亡くなった多くの被害者の無念に思いをいたすとき、「ノーモア・ミナマタ」「公害根絶」のために、被害者の味わった、悲惨であるが貴重な体験を是非とも語り継いでもらいたいものです。



リトル・トリリーを読んで

山崎 浩一

▼手にした幸運

書店に何万とある本の中から偶然に手にした一冊の本が手放せないほど夢中になれる本だったという幸運はそうあるものではありません。「リトル・トリリー」はそんな幸運が僕に与えてくれた本でした。

自然と見事に調和したアメリカンインディアンの暮らしをさわやかでユーモラスにつづった物語ですが、読み進めるうちに大きな感動に包まれるとともに、教育とか人生ということをつくづく考えさせられたのです。

▼自律性の尊重

両親が相次いで死去した五歳の少年リトル・トリリー

は、チェロキーインディアンの祖父母に山の中で育てられます。祖父母の子育て

あるいは人生観は徹底した人格の尊重であり、自律性の重視です。リトル・トリリーに対しても何事も本人の意思により全てのことを決定させます。

冒頭のシーンですが、リトル・トリリーが両親と死に別れ、親戚のうち誰のところで暮らすかを決める時も祖父母は本人が祖父母と暮らしたいというまでじっと見守りつづけます。

また、愛するリトル・トリリーが法律により孤児院に入れられ涙にくれる毎日を送り、やっとリトル・トリリーが孤児院から出られるようになって、祖父はリトル・

トリリーから山に帰りたいというまで一緒に帰ろうとはいいません。

▼大きな愛情

しかし、この自律性の尊重は決して単なる放任ではありません。孤児院から帰る時も、祖父は一緒に帰ろうと叫びたい気持ち在必死に堪えて本人の決定を見守るのです。また、早朝に山に連れていくときに、自分で出発の時刻に起床できなければ連れていかないといいます。そのくせ、出発の時刻が近づくと祖父は、いつもより大きな声でしゃべったり、わざと壁にぶつかって大きな音をたてて本人が寝過ごさないようにしたりします。自律の尊重は大きな愛情が基盤になればならないとつくづく感じます。

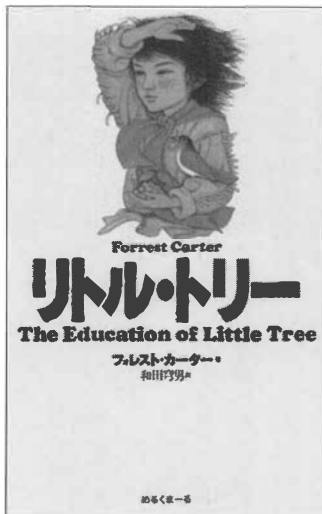
ある夏の午後、リトル・トリリーと祖父が川で手掴みで魚をとっているときの出来事です。腹這いになったリトル・トリリーの目の前に

ガラガラヘビがいます。瞬きをしただけでも飛びかからんばかりでした。凍ついたように動けないリトル・トリリーの目の前に大きな祖父の手が下りて来て、ヘビと顔の間にびたりととまりました。そして、その手にヘビが噛みつくや、祖父はヘビを絞め殺してしまいました。ヘビの毒で祖父は生死の境を彷徨いますが、祖母の懸命の治療で一命をとりとめます。

また、祖父母は、リトル・トリリーに、人にプレゼントする時はどうしたらもう人が傷つかないかとか、貧しい人々のプライドのこと等を体験の中から教えます。リトル・トリリーが詐欺師から病気の牛を買わされ大切なお金を失ったときも、最後まで祖父はほっておき世の中の様々な人間の存在を体験させます。

この本を読み、素朴ではあるけれども、うわすべりではなく地に足のついた生き方という現代日本で接することの少ない生き方に触れることができた気がしました。

夏の宵に読みたい本が見当たらない方がいいかです。





山歩 き

杉本孝子

今まで固い文章ばかり書いて参りましたので、今回は、いかにものんびり「山」について。

山といえど、登る人それぞれに何らかの想いを抱くものでしょう。その想いは、或いは深い哀しみであるかも知れませんが、生きていることをしみじみ感じさせてくれる点は共通ではないでしょうか。

本当の山好きで、どこにでも寝られる装備を携え常に単独行の方や、「私なりに百名山を終えました」との淡々とした便りを下さった方もあります。しかし、私はそのような別格ではなく、山でさえあればどこでもよく、目下身近な近畿の山々を巡っております。

●近畿の山

これまで長い転勤生活の中で、北海道と四国を除くあちこちの山々に登って参りました。京都に定着し、京都市周辺、奈良、滋賀、兵庫の各県を含め、日帰りで登れる素晴らしい山々が数多くあることに改めて感動しております。

六甲で眺めた初日の出もその中の一つです。山で迎える御来光は、私にとってこの世での生を終えるときに想い出したい情景であって、山に誘われる契機となったものです。雪の大晦日、真夜中に登り始め六甲で拝した初日の出は、大阪のビル群のシルエットと、大阪湾に続く幾筋もの河とが、朝靄の白いヴェールに包まれ

ており、山また山で眺める御来光と異なるさまに目を見張りました。そのわずかな数日後に阪神大震災が起きようとは思ってもありませんでした。

●京都の山

京都は山に囲まれているため、気軽に山歩きするには好都合です。角度を変えて市内を眺めることができ、いにしえの人達が山路を越えて都にのぼった思いを遥か彼方に思いやるとき、時間を超えた不思議な気持ちに浸ります。山の空気が吸いたくなれば、土曜日の午後からでも、例えば醍醐山とか洛南の山などに登ることもでき、四季を通じ日常的に出かけられる山がすぐ近くに存在する大きさは測り知れません。

京都市内のどの通りからでも美しい山が眺められ、また自宅の窓やベランダから京都西山の南半分ほどを常時眺められることも、私

にとっては精神安定剤のようなものです。

●パートナー

ところで、私のパートナーは二人の中年女性で、若い頃から日本アルプスは殆ど制覇し、本格的な登山をずっと継続してきたベテランです。私達は、いま流行の

「中年の山歩き」というわけです。ときに信州や中国地方などの山にも足を伸ばしますが、山は、いかに近くて低い場合でも常に危険と隣り合わせでもあり、このように心が知れたベテランと行動を共にできることは誠に幸いです。

●山の魅力

山歩きの魅力は、大自然に抱かれること自体に始まって、登る苦勞を忘れさせてくれる達成感、可憐な花などの風情すべてであり数え切れるものではありません。

しかし、例えば、小・中学生の子供達も自分の足で登っ

てきた白馬三山を、唐松岳からみんなで振り返って眺めるときのように（京都周辺では、湖南アルプスの鶏冠山や比良山系など）、登り下りつつ歩いてきた山々を振り返って眺めるとき感慨は何ともいえないものです。人生の旅路と重ね合わせるからでしょうか。

夫婦最初の旅に式場からリュック姿で出かけた北アルプスに始まり、今や大きくなったワンゲル部の子らにテントを持ってもらって登った大雪、利尻などのごく最近に至るまで、山歩きの長い旅路にはハイライト的な頁も結構綴られています。しかし、身近な近畿の山々に日常的に出かけられる地味なこの一回々々も、例えようもなく貴重で大切なものに思えます。

これからも、可能ならば、それぞれに歴史を秘め、創造主の作品ともいうべき山々と出逢っていききたいものです。

見送られた「夫婦別姓」

夫婦別姓を盛り込

んだ民法改正法案は、

閣議決定に至らず、

今国会での成立は見

送られました。

案の要綱は、夫婦

の氏を同氏とするか

別氏とするか婚姻の

際選択する、別氏夫

婦の子の氏は、夫の

氏とするか妻の氏とするか

婚姻の際定めておく、など

というものでした。また、

戸籍制度については、夫婦

と子どもは一つの戸籍に載

せる形は変えず、別氏の場合

は、子の氏になる方の配

偶者の氏を戸籍筆頭者とし、

妻も子どもも「名欄」に氏

と名とが記載される予定で

した。

現行民法では、婚姻届を

出して法律上の夫婦となる

には、夫か妻の氏の一方に

決めることが要請されてお

り、夫の氏を称する場合が

九八パーセントに近いとい

う実情です。

この問題は既に五年余に

わたって審議され、それぞ

れの生き方を認め合おうと

する世論は半数を超えてい

ただけに、家族の一体感が

損なわれる懸念ありとして、

法案が国会に提出すらなさ

れなかったことは誠に残念

なことです。

家庭崩壊を心配する人が、

その心配がないという人に、

別姓はよくないと決めつけ

る筋はないと同じように、

個人やその家族の生き方に

関わることは、およそ法律

で強制すべきものではない

ことでしょう。他の国をみ

ても、夫婦の一方が氏を捨

てることを強制するのは、

唯一わが国に例をみるにす

ぎない現況ということです。

日本人は多様性を嫌う傾

向があるといわれておりま

す。別姓に反対する真の理

由が、夫と妻の対等性を保

障する発想そのものに抵抗

があるものとすれば、根は
誠に深いといわなければな
りません。今後の行く末に
関心を持ちたいものです。